

座喜味城跡周辺景観地区

運用マニュアル概要版



座喜味城跡周辺景観地区の対象区域・地区の概要

世界遺産である座喜味城跡の玄関口となっている座喜味城跡周辺地区は、座喜味城跡公園を中心とする北側は緑地にかこまれ、南側に向けゆるやかに傾斜し集落が広がっており、現在も建物の色や高さの調った良好な景観を保った住宅地となっています。



景観地区の目標・基本方針

読谷村が目指す歴史文化村の中心であり世界遺産に登録された座喜味城跡を有する本地区は、村民が誇りを持ち広く発信できる地域づくりに向け、歴史文化の薫りをただよわせる一体的な集落景観を創造します。

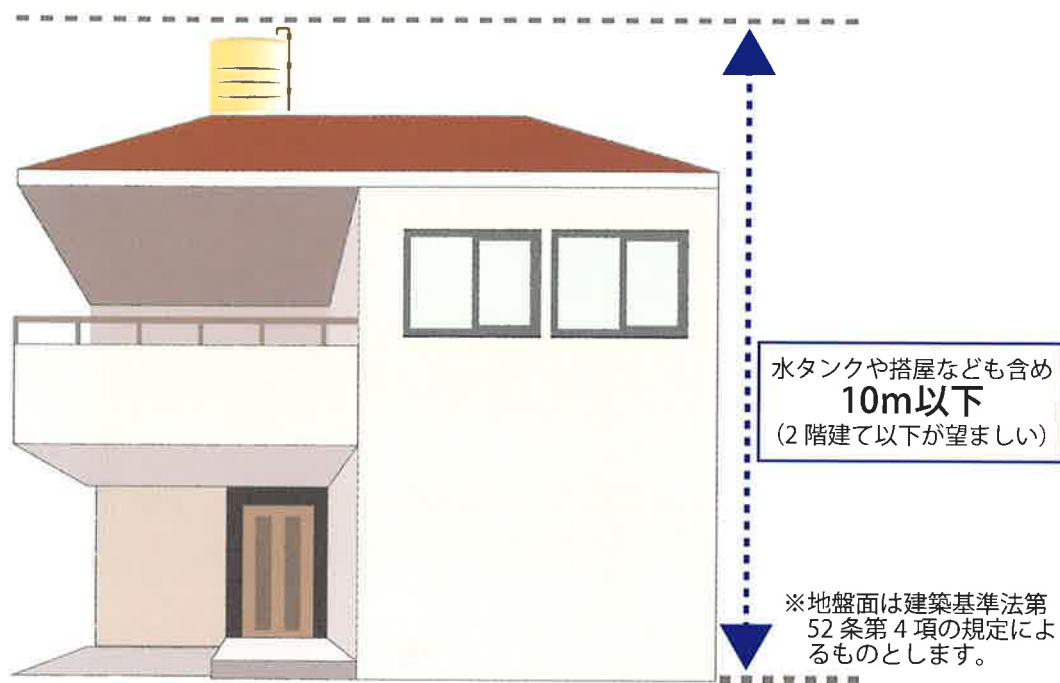
優れた座喜味城跡からの眺望及び座喜味城跡への眺望を確保するための緑の保全や集落景観の誘導を図ります。

建築物の基準

座喜味城跡からの眺望や座喜味城跡への眺望を確保し、緑や歴史文化の薫りただよわせる集落景観を保全するため、すべての建築物に対し、高さや色彩などの基準を設けます。

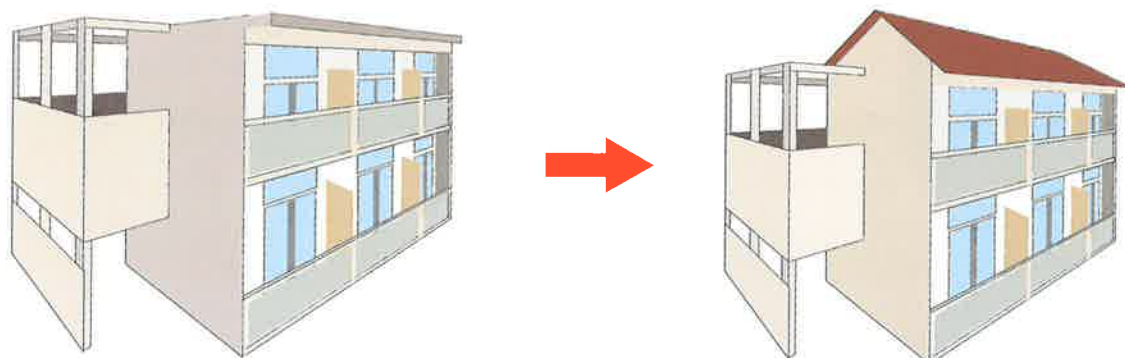
建築物の高さについて

統一感のあるまちなみを形成し、通風や採光など住環境のゆとりを確保するため、に建築物の高さの最高限度を10メートル以下（2階建て以下が望ましい）とします。



建築物の屋根の形態意匠について

歴史文化の薫りが感じられるよう屋根の形態は勾配屋根が望ましい。用いる素材は赤瓦葺きが望ましく、周辺と調和する素材とします。色彩は、素材本来の色を生かし、人工着色の場合は彩度4以下で落ち着いた色彩とします。



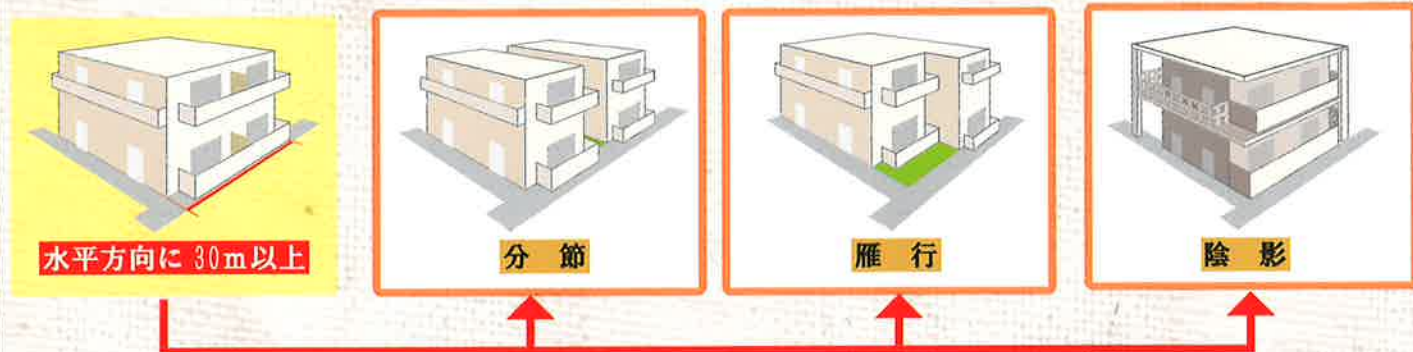
※「彩度」はマンセル値で表記しています。マンセル値の詳細は3ページをご確認ください。

建築物の外壁の形態意匠について

周辺景観との調和を図り、歩行者等に圧迫感・威圧感を与えないよう、外壁の形態や色彩について制限を行います。

形態

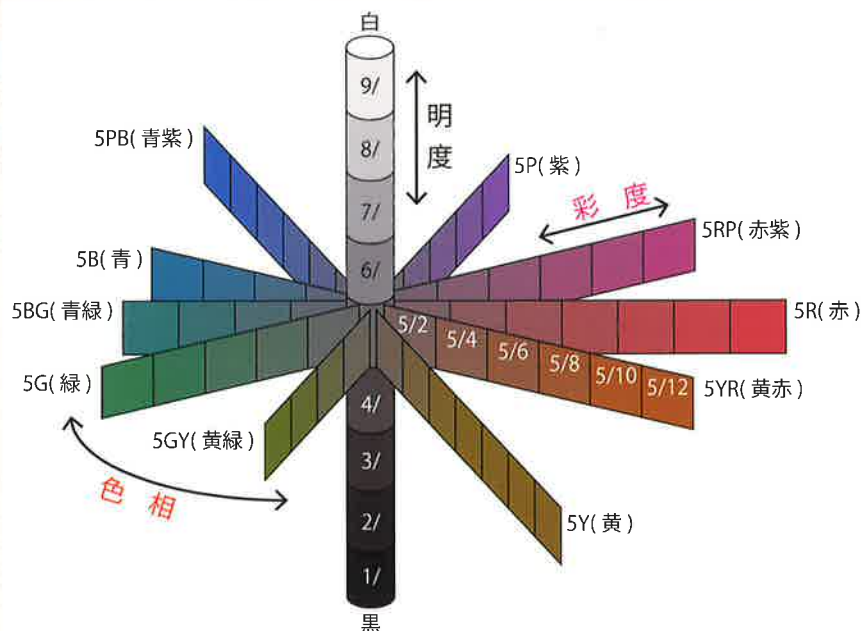
外壁の水平方向が 30 メートル以上の建築物は、分節や雁行、陰影などにより、周辺環境と調和を図ります。



色彩

色彩を正確かつ客観的に表すため、日本工業規格 (JIS) にも採用されている「マンセル表色系」という色彩のものさしを採用します。

マンセル値は、1 つの色彩を 3 つの属性の数値を組み合わせることで表すことにより、赤や青、黄色といった色名よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。



色相

色相は「いろあい」を表し、赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) の 10 色を基本色としています。

1 つの色相を 10 分割して、それぞれの色相の中間色を 5 とし、「10R」、「5Y」などのように表します。

明度

明度は「あかるさ」の度合いを 0 ~ 10 までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度

彩度は「あざやかさ」の度合いを 0 ~ 16 程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白や灰色、黒などの無彩色の彩度は 0 になります。

鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は 16 程度になります。

表記 : 10YR 8 / 2

マンセル記号 (表記方法)

マンセル記号は、右記の様に色相、明度、彩度の順に組み合わせることで表記します。なお、無彩色 (白、灰色、黒) の場合は、「N 4.0」の様に、ニュートラルを表す N と明度を組み合わせることで表記します。

色相 明度 彩度

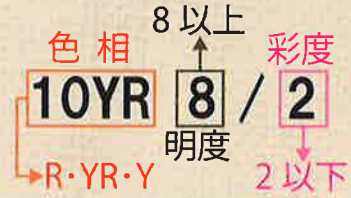
外壁に使用できる基調色

外壁に用いる基調色は、無彩色 またはマンセル値で赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y) の色相で、明度 8 以上、彩度 2 以下とします。

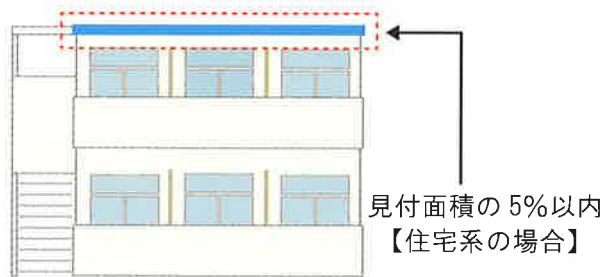
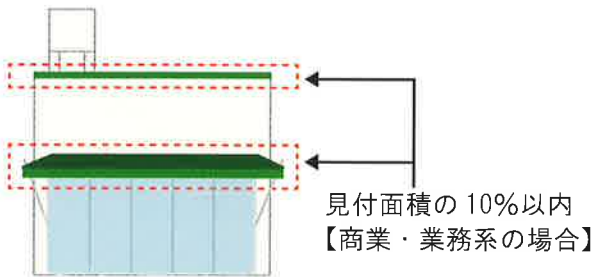
なお、自然素材や無着色ガラスは適用除外とします。

基調色以外の色彩を用いる場合の使用面積は、商業・業務系用途の場合は見付面積の 10% 以内、住宅系用途の場合は 5% 以内とし、周辺環境との調和に配慮した色彩とします。

基調色の表記

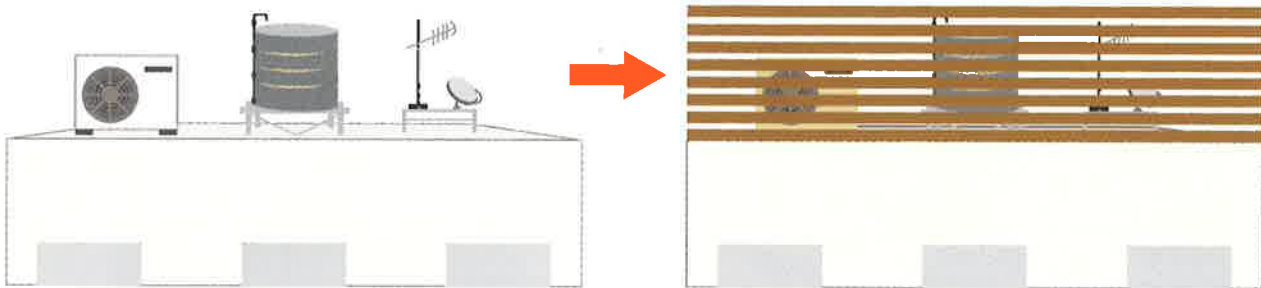


基調色以外の色彩の使用例

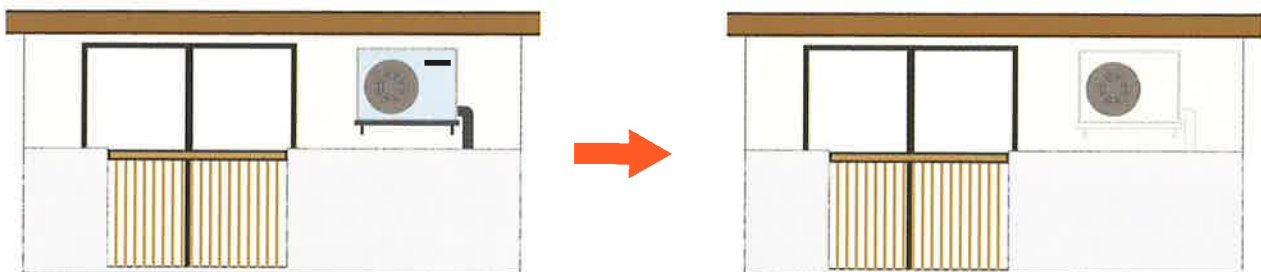


建築物のその他の形態意匠について

建築物の外壁に設置するエアコンの室外機、屋上に設置する水タンクやアンテナなどの建築設備の付属物は、建築物本体や周辺の景観と調和を図り、露出させないように遮へいに努めることとします。やむを得ない場合は、できる限り建築物と一体となった意匠とし、目立たないようにします。



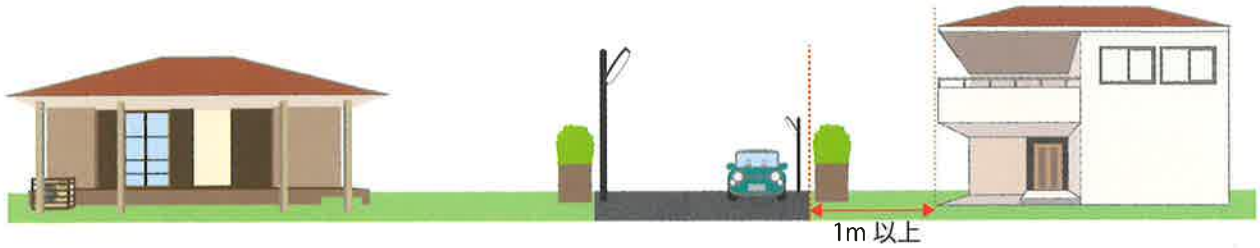
道路など公共用空地から見た時に目立たないように遮へいに留意します



やむを得ない場合は、建築物と一体となった意匠とします

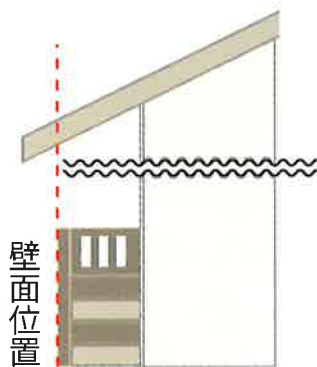
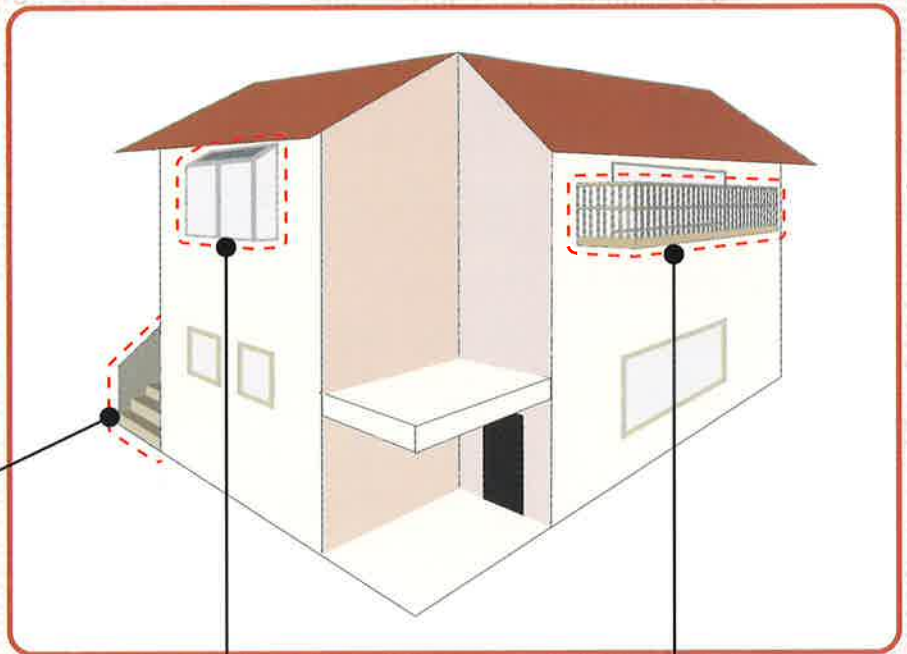
壁面の位置について

安全でゆとりある歩行空間や通風や採光を確保するため、壁面の位置を制限します。建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界及び敷地境界から 1.0メートル以上後退させます。

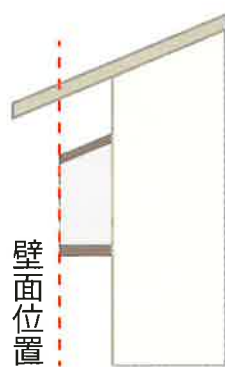


壁面とみなす建築部位

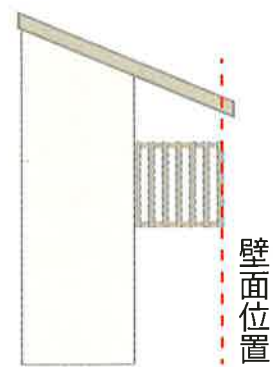
出窓、バルコニーやベランダ、外階段などは壁面とみなし、道路境界や敷地境界から 1.0メートル以上後退させます。



外階段は壁面とみなし、後退させなければなりません。



出窓は壁面と同等とみなし、後退させなければなりません。

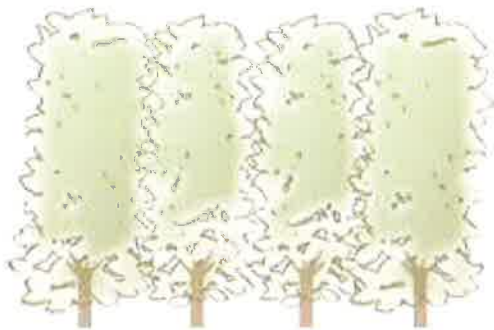


バルコニーやベランダ、外廊下などは壁面とみなし、後退させなければなりません。

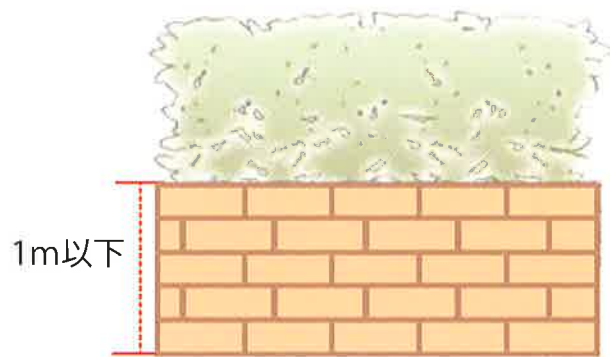
垣・柵・塀などの意匠について

緑豊かで開放的な空間を創出するといった景観的観点や、災害時のブロック塀の崩壊を防ぐといった防災的観点から、垣や柵、塀にはできる限り生け垣や木材、石材などの自然素材を用いることとします。石材やブロック等を用いる場合は、1.0メートル以下を原則とし、それを超える場合は透視性のあるデザインとします。なお、素材や色彩は周囲の景観に配慮したものを用いることとします。

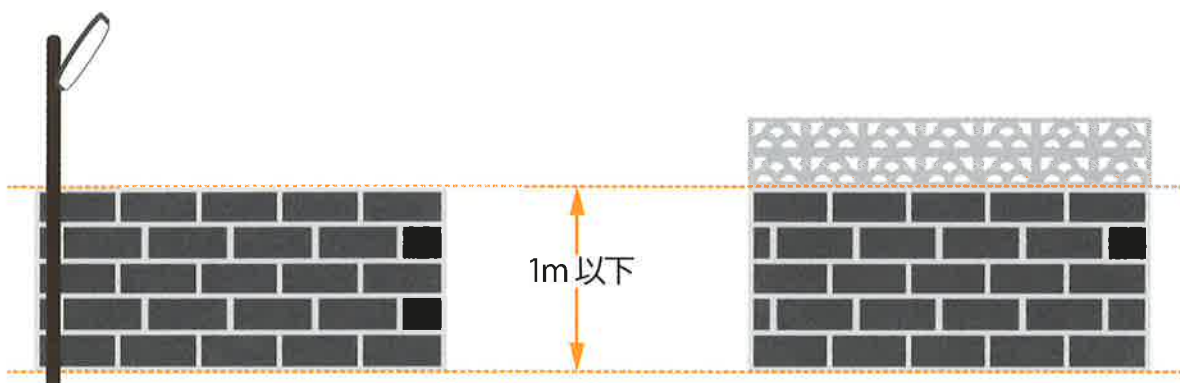
好ましい垣・塀の形態



屋敷林などの背丈の高い樹木で囲う場合は高さに制限を設けません。



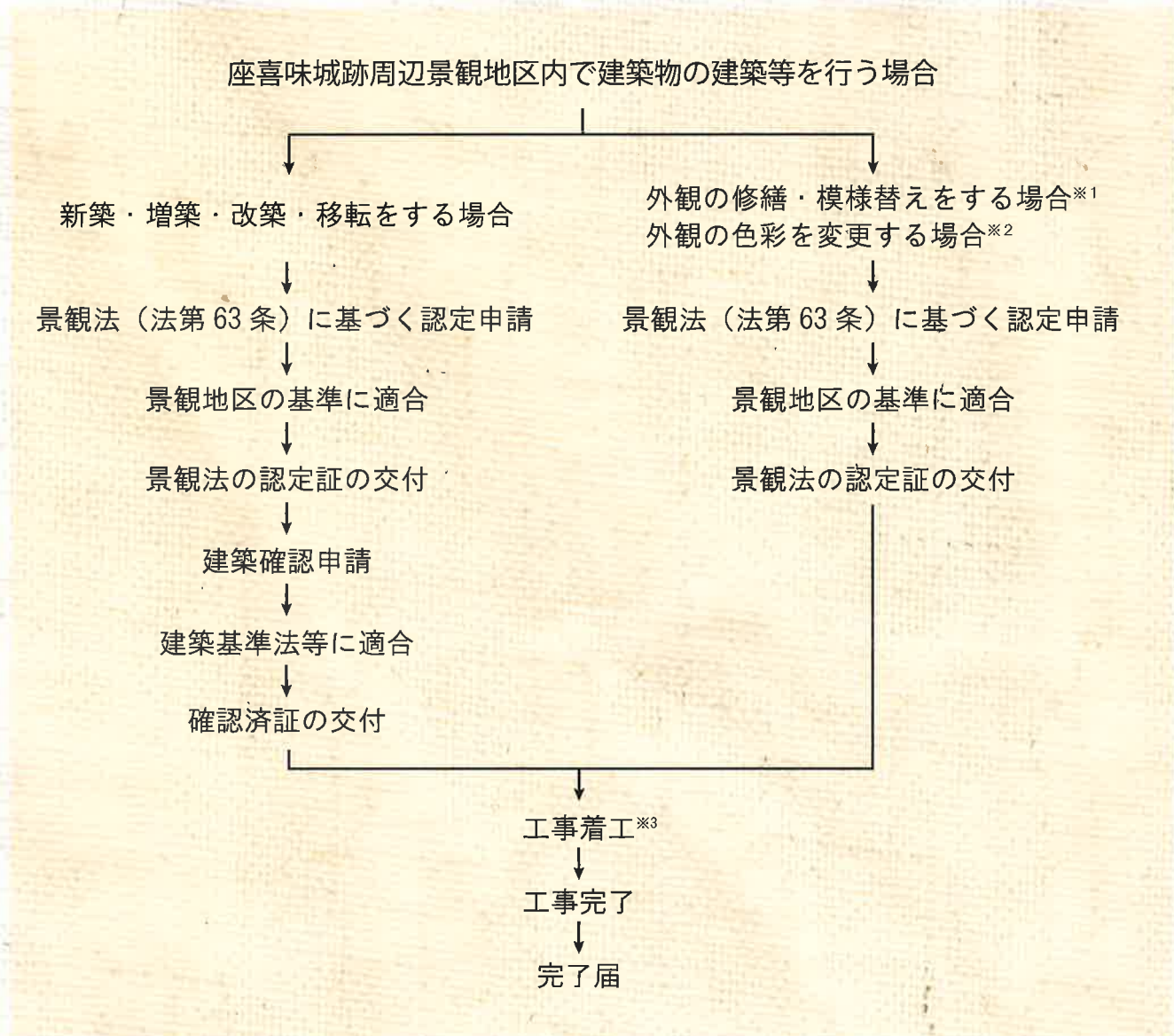
生垣に植栽柵を用いる場合、植栽柵の高さは1m以下を原則とします。



石材やブロックなどを用いる場合は1m以下を原則とし、それを超える場合は花ブロックやルーバーなど透視性のあるデザインとします。

手続きの流れ

景観地区内で建築物の建築等を行う場合、村への認定申請が必要です。認定証の交付を受けなければ工事に着手できません。また、工事完了後には完了届出を行ってください。



※1：外観の修繕・模様替えをする場合とは、屋根の葺き替えや外壁の張り替えなどをいいます。

※2：外観の色彩を変更する場合とは、屋根や外壁の塗り替えなどをいいます。

※3：認定後に建築物の計画を変更する場合も同様の手続きが必要となります。

※これらの申請には景観法による罰則規定が設けられています。

座喜味城跡周辺景観地区に関するお問い合わせ



読谷村役場 | 都市計画課

住所：沖縄県読谷村座喜味 2901 番地
電話：(098) 982 - 9200, (内線 208)
FAX：(098) 982 - 9219